

- 不動産取引のオンライン化については、IT重要事項説明（IT重説）・書面の電子化に係る社会実験を実施中（賃貸取引のIT重説は平成29年より本格運用）。
- 今般の新型コロナウイルス感染症拡大を機に、非対面・電子書面での取引ニーズが飛躍的に拡大。
- IT重説については、早急に本格運用に移行するとともに、書面の電子化については、賃貸・売買・媒介の契約締結時交付書面及び重要事項説明書等に係る宅建業法の関連規定を改正するため、一括法を含めて必要な法律案を次期通常国会へ提出予定。

